

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類の見直し」	「措置の内容の見直し」	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係省庁
110010	企業会計単位通貨を主要外国通貨とする特例(産業空洞化対策関連)	会社法(第431条)	歴史的な円高の長期化により、日本を代表する輸出企業の収益赤字化、海外生産へのシフト、日本への逆輸入が増えつつある状況が進行すれば、国内産業が空洞化してしまうと懸念されている。この対策として、海外シフトのメリットの一つである「外国為替変動の影響が小さい環境」を日本国内に設けることができれば、国際価格競争力の向上に繋がるが見込まれることから、産業の空洞化対策に効果的と期待できる。また、外国為替変動の影響を少なくすることは、急激な円安の際の輸入企業にも効果的と見込まれ、日本製品が今後も国際市場において活躍していくために必要な対応と考え提案するもの。	歴史的な円高の長期化により、日本製品を輸出することから、その対策として、外国為替変動の影響が小さい環境を日本国内に設けるため、外国取引を行う企業の会計単位通貨を「主要外国通貨」とすることを特に認めるもの。 輸出企業等が、国内で外国産品による生産等の企業単位通貨を主要外国通貨とする特例を認めることとする。この特例により、日本製品を輸出することから、その対策として、外国為替変動の影響が小さい環境を日本国内に設けるため、外国取引を行う企業の会計単位通貨を「主要外国通貨」とすることを特に認めるもの。 輸出企業等が、国内で外国産品による生産等の企業単位通貨を主要外国通貨とする特例を認めることとする。この特例により、日本製品を輸出することから、その対策として、外国為替変動の影響が小さい環境を日本国内に設けるため、外国取引を行う企業の会計単位通貨を「主要外国通貨」とすることを特に認めるもの。	・輸出企業が、国内で、製造の段階から主要外国産品により価格決定できれば、その後急激な為替変動が生じて、輸出、販売の段階で日本製品の価格は安定しており、国際市場において対等な価格競争を行うことができる。このような環境をつくるために、海外取引を行う企業の会計単位通貨を主要外国通貨として特に認めることとする。 ・その代わりに、国内企業等との取引において外国為替変動リスクが発生するため、何らかのリスク軽減策が必要となる。この対応は、各企業の実情に応じたものとなるが、例えば、友好関係にある企業間で、安定した為替契約や生産調整を行うことが考えられる。 ・事業域は、外国取引の集中する国際貿易港や国際空港の所在する地方公共団体が該当と考える。 ○ 外国為替市場により決定される価格に基づき外国取引を行うことを基本スタンスとするものであることから、市場価格から大きく乖離した価格が横行する場合は、規制を設ける。 基本的な考え： ものづくり産業は、開発、生産、流通、販売等の課程を踏まえ価格設定するため、その間の通貨安定が必要となり、販売契約後に日々刻々と価格変動する環境には適さず、成り立たなくなると考える。	-	-	ご提案については、経済産業省においては規制を所管していないが必要に応じて法務省より協議を受ける。	-	-	-	-	-	1 0 0 9 0 1 0		個人	山口県	法務省 経済産業省
110020	鳥取オジジナルお隣同士エネルギー融通システムの保安規制の緩和	電気事業法第38条、第42条、第43条	電気事業法における一般電気工作物とは、他の専ら経済産業省令で定める電圧以下の電圧で受電し、その受電の場所と同一の構内においてその受電に係る電気を使用するための電気工作物(これと同一の構内)かつ、電気的に接続し設置する小出力発電設備を有するものであり、その受電のための電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物を電気的に接続されていないものと定義されている。	商用系統から受電する電気工作物と電気的に接続される場合は事業用(自家用)電気工作物となり、保安規程の提出、電気主任技術者の選任が必要となる。事業用化が困難である。600V以下の電圧で運用し、20kW以下の太陽光発電をお隣同士エネルギー融通システムで連携して共同蓄電池と繋げる小規模なシステムについては使用する機器が技術的な要件を満たせば一般電気工作物と見なされることと普及が進む。	＜提案理由＞ 受電用の電線路以外の電線路により構内にある電気工作物と電気的に接続される場合は事業用(自家用)電気工作物となり、保安規程の提出、電気主任技術者の選任が必要となる。事業用化が困難である。600V以下の電圧で運用し、20kW以下の太陽光発電をお隣同士エネルギー融通システムで連携して共同蓄電池と繋げる小規模なシステムについては使用する機器が技術的な要件を満たせば一般電気工作物と見なされることと普及が進む。	D	-	「お隣同士エネルギー融通システム」がどのようなものであるか不明であるが、太陽電池発電設備により複数戸に電力を供給するという提案であるとするなら、その配電線路下等にて一般人が自由に立ち入ることができないような方策が講じられている場合は一構内として運用しており、一定の電圧及び出力の条件を満たせば、一般電気工作物となるため、現行においても実施できる可能性がありますので、システムの概要についてご指示頂ければと思います。	右提案主体からの意見に対して回答された。	D	-	電気事業法第38条の規定により、構内の電気工作物とその構内以外の電気工作物とを電気的に接続した場合、有事の際に公衆に対する危険度が高くなることから、事業用として日常から然るべき点検等を行い、一定の保安レベルを維持するため、事業用電気工作物として扱っているところ。前回の閣と鳥取市との打ち合わせの際にご説明いただいた構成案のうち屋外にわたる電線路に防火区画が施されている等の構成と案(構成案3)の場合につきましては、以下の条件に等しいのであれば、同一構内にある一般電気工作物として扱っていただいても問題ありません。 ①居住者が設備の構成を承知しており、屋外にわたる電線路に防火区画が設けられる等の安全対策が設けられており、感電する危険がないこと。②必要工機駐車場の外灯については、人が接触した際に感電する可能性があるため、柵等で囲うなど、人が容易に触れることができないようにすること。③電気設備の技術基準に沿って、遮断器を施設することにより事故発生時に他の家庭等や電力系統等に波及しないようにすること。 本件は国内でも初のケースであるので、国の安全データの設定のため、当該システムの保安状況について、定期的にご国に情報共有していただけないか。なお、当該システムについては、電力会社から直接的に給電されている設備でないため、一般用電気工作物として扱ったとしても、電気供給者の同法第57条に基づく一般調査の対象にはならないので、予めご留意いただきたい。	1 0 1 0 0 1 0		鳥取市、中電 技術コンサル tant株式会社	鳥取県	経済産業省	
110030	商用電力と鳥取オジジナルお隣同士エネルギー融通システムの共存基準の確立	電気事業法第17条	特定供給は、電気の供給者と需要家との間で密接な関係が存在することから自家発自家消費に類似した性格を有するものと認められる場合について、需要家の利益の保護の観点から、需要家への供給義務や料金等の供給条件の届出義務なしに電気を供給できる制度	商用系統から受電する需要家について、商用電力系統とは電気的に分離した配電システムを確保し、密接な関係が存在できる柔軟な規定とする。	＜提案理由＞ 特定供給を行う場合、関係する者は密接な関係を求められており、組合等の設置が求められることと兼ねてお隣同士エネルギー融通システムへの参加者が募集段階で、参加条件が厳しいと参加できなかった。	F一部C	I	災害による停電等の非常時において、自置線を用いて複数の需要家に電気の供給を行うことについては、現行の特定供給においても求められる組合を設置せずとも対応可能となるよう、総合特区提案において検討しているところですが、御提案についても「お隣同士エネルギー融通システム」が自置線による供給なのか、停電時から復旧の手順(系統への逆潮流が無いこと)等を確認させていただいた上で、同様のスキームによる対応をしたいと思います。 なお、通常時において、組合等の密接関係無しに複数の需要家に電気の供給を行うことは、電力小売事業の全面自由化の議論となりますが、現在、総合資源エネルギー調査会に設置した委員会において議論を行っているところであり、現時点では対応は困難であると考えております。	右提案主体からの意見に対して回答された。	E	-	本システムは、自置線による特定供給に照するもので、商用電力からの供給を受ける構内に自置線を構築するため、商用電力を供給する電気事業者としては、相互に連通する電線路が存在する場合には一構内と見なすことができないとの考えがあり、各電気使用場所への電気の供給を拒む理由として、本システムは商用系統とは電気的に分離した構成をとるため、このことを構築し実施することで、個別受電に応じたことが妥当であることを明示化していただきたく、別紙のとおり要望します。	1 0 1 2 0 2 0		鳥取市、中電 技術コンサル tant株式会社	鳥取県	経済産業省	
110040	商用電力と鳥取オジジナルお隣同士エネルギー融通システムの共存基準の緩和	電気事業法第17条	特定供給は、電気の供給者と需要家との間で密接な関係が存在することから自家発自家消費に類似した性格を有するものと認められる場合について、需要家の利益の保護の観点から、需要家への供給義務や料金等の供給条件の届出義務なしに電気を供給できる制度	特定供給を行う場合、関係する者は密接な関係を求められており、組合等の設置が求められることと兼ねてお隣同士エネルギー融通システムへの参加者が募集段階で、参加条件が厳しいと参加できなかった。	＜提案理由＞ 特定供給を行う場合、関係する者は密接な関係を求められており、組合等の設置が求められることと兼ねてお隣同士エネルギー融通システムへの参加者が募集段階で、参加条件が厳しいと参加できなかった。	F一部C	I	特定供給における「密接関係性」については、たとえば、単に同じ地域の需要家だからという理由で、密接な関係がない者間で特定供給が認められるとすると、供給側が料金を引き上げる場合や、事業からの撤退を行う場合にも何らかの法的な制限が無いこととなり、需要保護が確保されない懸念があります。 但し、災害による停電等の非常時において、自置線を用いて複数の需要家に電気の供給を行うことについては、現行の特定供給においても求められる組合を設置せずとも対応可能となるよう、総合特区提案において検討しているところですが、御提案についても「お隣同士エネルギー融通システム」が自置線による供給なのか、停電時から復旧の手順(系統への逆潮流が無いこと)等を確認させていただいた上で、同様のスキームによる対応をしたいと思います。 なお、通常時において、組合等の密接関係無しに複数の需要家に電気の供給を行うことは、電力小売事業の全面自由化の議論となりますが、現在、総合資源エネルギー調査会に設置した委員会において議論を行っているところであり、対応は困難であるとと考えております。	右提案主体からの意見に対して回答された。	F一部C	Ⅲ、I	一般家庭等受電先が低圧となる第三者に電気を供給する事業を営む際には、供給の主体等によって、一般電気事業、特定電気事業、特定供給のいずれかの形態になると考えられますが、本提案は、自家発電で所有する発電設備や送電線等により複数の需要家に電気を供給するものであり、特定供給に該当するものと考えております。 本提案は「特定供給とは異なる」特定供給に類する」とのごことで、具体的にどのような方が特定供給に該当しないのか、整理の上、明示して頂きますようお願いいたします。 その上で前回回答したとおり、特定供給は、需要保護の観点から「密接関係性」を要件としており、災害時等の非常時には、自置線を用いて複数の需要家に電気の供給を行うことは、特定供給を求める組合等(密接関係性)を設置しなくても対応可能となるように、総合特区提案を検討しているところであり、当該スキームによる対応を行いたくと考えています。 なお、通常時において、組合等の密接関係無しに複数の需要家に電気の供給を行うことを含む電力小売事業の全面自由化については、現在、総合資源エネルギー調査会に設置した委員会において議論を行っているところであり、対応は困難であるとと考えております。	1 0 1 0 1 3 0		鳥取市、中電 技術コンサル tant株式会社	鳥取県	経済産業省	
110050	温泉発電におけるポイラータービン主任技術者の選任不変性	電気事業法第43条第1項、電気事業法施行規則第52条第1項	温泉バイナリー発電設備も含めて、火力発電設備においては、300kW未満のバイナリー発電設備についてはポイラータービン主任技術者の選任が義務付けられている。	出力300kW未満の小型バイナリー発電機は、温泉浴槽施設数全国第1位、源泉数全国第4位の温泉県であり、温泉の熱を利用した温泉発電の導入は、エネルギーの地産地消のほか、地域の新たな観光資源としての波及効果も考えられる。 昨年、経済産業省総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部安全小委員会において承認された規制緩和の対象が、代替フロンを媒体とするバイナリー発電機のみであるため、アンモニア等を媒体とするものは、従来どおり、ポイラータービン主任技術者の選任が求められる。アンモニア水等を媒体とするバイナリー発電機は、代替フロンを媒体とするものに比べ、少ない温泉量で発電が可能のため、日本の温泉に適している。 ポイラータービン主任技術者の選任義務の緩和により年間約750万円のランニングコストの改善が図られ、早期に初期投資の回収が可能となり、温泉発電の普及を図ることができる。 代替措置 安全面について、1年間の継続運転により安全性を確認する。	平成24年4月頃を目途に「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令」及び「小型のもの又は特定の施設内に設置されるものである水力発電所、水力設備及び水力発電所の発電設備、小型の汽力を原動力とする水力発電所、火力設備及び火力発電所の発電設備又は小型のガスタービン原動力とする水力発電所及び火力設備を定める件」等の電気事業法施行規則に関する告示を改正することにより、媒体が不活性ガスかつ出力が300kW未満等のバイナリー発電設備についてはポイラータービン主任技術者の選任が不要となる予定となっている。 また、それ以外の自家発電設備については、電気事業法第43条第2項の規定に基づき、一定の学歴・資格(※)主任技術者制度の解釈及び運用(内規)を参照http://www.nisa.meti.go.jp/law/files/shuniseido.pdf)を有する者であれば、ポイラータービン主任技術者の免状を有さない者から主任技術者を選任することができる(「許可選任制度」)ため、新たに有資格者を雇用することなく、自社の従業員からポイラータービン主任技術者を選任することが可能であり、追加的な費用の負担を要せずともバイナリー発電設備を設置することが可能である。 なお、アンモニア等の毒性ガスや可燃性ガスを媒体とするバイナリー発電設備については、アンモニア等を媒体とする発電設備は、代替フロンを媒体とするものに比べ、少ない温泉量で発電が可能となるため、アンモニア等を媒体とするものは、従来どおり、ポイラータービン主任技術者の選任が求められる。アンモニア水等を媒体とするバイナリー発電機は、代替フロンを媒体とするものに比べ、少ない温泉量で発電が可能のため、日本の温泉に適している。 ポイラータービン主任技術者の選任義務の緩和により年間約750万円のランニングコストの改善が図られ、早期に初期投資の回収が可能となり、温泉発電の普及を図ることができる。 代替措置 安全面について、1年間の継続運転により安全性を確認する。	D	Ⅲ	アンモニア等を媒体とする発電設備は、代替フロンを媒体とするものに比べ、少ない温泉量で発電が可能となるため、アンモニア等を媒体とするものは、従来どおり、ポイラータービン主任技術者の選任が求められる。アンモニア水等を媒体とするバイナリー発電機は、代替フロンを媒体とするものに比べ、少ない温泉量で発電が可能のため、日本の温泉に適している。 ポイラータービン主任技術者の選任義務の緩和により年間約750万円のランニングコストの改善が図られ、早期に初期投資の回収が可能となり、温泉発電の普及を図ることができる。 代替措置 安全面について、1年間の継続運転により安全性を確認する。	右提案主体からの意見に対して回答された。	C D	Ⅲ	アンモニア等の毒性ガスや可燃性ガスを媒体とするバイナリー発電設備は、爆発・火災や中毒といった公共の安全を脅かすリスクが存在するため、ポイラータービン主任技術者の監督下での工事・保守等が必要である。アンモニアを媒体とするバイナリー発電設備は、平成23年2月現在、我が国において2件と設置実績が乏しく、安全性の実証が困難であることから、選任を不要とすることは現時点では不可能である。ただし、今後、安全性の実証ができるデータの提示によって技術進歩が確認され次第、検討を開始することは可能であるためデータの提示をしていただきたい。 データの内容等に関しては、例えば設備の運転実績、事故・トラブルの発生状況や講じた対策・措置、安全性に関する技術情報、安全性向上のための技術開発状況(例:毒性ガスや可燃性ガスの漏えいによる漏洩・火災や中毒のリスクを除外、低減させる技術)等が考えられ、それらのデータが一定数必要であると考える。そうしたデータに基づき、電気保安の観点から、第三者等公共に対する安全性について、技術的検証が必要である。 なお、平成24年4月17日付付「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令」及び「小型のもの又は特定の施設内に設置されるものである水力発電所、水力設備及び水力発電所の発電設備、小型の汽力を原動力とする水力発電所、火力設備及び火力発電所の発電設備又は小型のガスタービン原動力とする水力発電所及び火力設備を定める件」等の電気事業法施行規則に関する告示を改正し、媒体が不活性ガスかつ出力が300kW未満等のバイナリー発電設備については、ポイラータービン主任技術者の選任を不要とした。 それ以外の自家発電設備においては、電気事業法第43条第2項の規定に基づき、一定の学歴・資格(「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」参照:http://www.nisa.meti.go.jp/law/files/shuniseido.pdf)を有する者であれば、ポイラータービン主任技術者の免状を有さない者から主任技術者を選任することができる(「許可選任制度」)。平成24年3月30日付付で内規を改正したことにより、許可選任の要件を、出力200kW未満、圧力が100kPa未満等の小規模な設備については、機械工学の卒業生だけでなく、①高等学校卒業生で火力発電所の工事・維持又は運用に関する実務に1年以上従事した者、②ボイラー取扱技能講習の修了者で労働安全衛生法施行令第20条第5号イからニまでに掲げるボイラーを4月以上取り扱った経験がある者、③2級ボイラー-技士免状を有する者等に拡大し、自社の従業員が許可選任の対象になりやすくなった。 そのため、温泉発電の事業主体として想定されるホテル・旅館業においても、従業員等が選任されやすくなったと考える。	1 0 1 0 1 0 1 0		静岡県	静岡県	経済産業省	



管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府県からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府県からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁	
110110	容器包装プラスチックとその他のプラスチックの一括回収によるプラスチックのリサイクルの推進	○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 第2条第5項、同条第6項 ○容器包装プラスチックのリサイクルの推進に関する省令 第1条、第2条の裏の3の項下欄第2号	現行容器包装リサイクル法に基づく制度下においては、容器包装廃棄物について、消費者が分別排出し、それを市町村が分別収集した後に中間処理を行うことにより環境省令で定める基準(圧縮されていること、容器包装以外の物が混入していないこと、洗浄されていること等)に適合する分別基準適合物とし、その分別基準適合物の再商品化義務を特定事業者(容器包装を利用・製造等する事業者)に課しており、特定事業者は指定法人に再商品化を委託し、当該委託に係る費用を負担することで再商品化義務を履行している。	容器包装プラスチックとその他のプラスチックを一括回収したものを「混合プラスチック」(以下「混合プラスチック」として、法律上の指定法人である財団法人容器包装リサイクル協会が入札対象とする。費用負担は、現行法で特定事業者が負担する容器包装比90%を下回る部分を自治体の負担とする。	実施内容: ・市町村は、金属等が付着しておらず、汚れが少ないプラスチックのみを分別し、容器包装プラスチック(PE・PPは除く)を一括回収し、選別・圧縮梱包を行い、「混合プラスチック分別基準適合物」を製造し、再生処理事業者によりリサイクルする新たなリサイクルシステムを構築する。費用負担は、収集、選別・圧縮梱包、容器包装プラスチック以外のプラスチックのリサイクル費用は自治体負担とし、容器包装プラスチックは、特定事業者の負担とする。 ・製品プラスチック等の一括回収においても選別金制度は、引き続き適用されるように配慮していきたい。 提案理由: ・自治体が容器包装プラスチックを分別収集し、その他のプラスチックは、他の可能ごみとともに、燃えるごみとして焼却されているため、リサイクルを推進したい。 ・秋田県は、秋田市以外の市町村はすべて人口が10万人以下であるため、圧縮梱包、選別施設の整備が困難となり、容器包装プラスチックの分別収集が進んでいない。(法律では、30万人単位を想定している) ・秋田県では、秋田ココウ計画を2011年3月に策定しており、製品プラスチックのリサイクル推進をすることとしている。 ・秋田県では高齢者が多く、高齢者には、容器包装プラスチックのプラーウによる分別が困難であるため、プラスチックのみを分別する方がリサイクルが進みやすい。 ・本提案の効果として、①化学燃焼の削減、②CO2削減の削減、③資源リサイクル産業、リサイクル品利用産業の振興、④廃棄物のリサイクル促進が期待される。	C	Ⅲ	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。))は、一般廃棄物の増加に伴う処分場の逼迫という我が国の実状に鑑み、一般廃棄物のうち大きな比重(容積比)を占める容器包装廃棄物の再商品化を促進するための措置として、その再商品化義務を特定事業者に課すことにより廃棄物の適正な処理と資源の有効な利用の確保を図ることを目的とした法律である。 ・具体的に、容器包装廃棄物のうち、環境省令で定められた基準を満たすもの(分別基準適合物)について、特定事業者に対して再商品化義務を課している。 ・その基準の一つとして、「主としてプラスチック製の容器包装」について「容器包装以外の物が付着し、又は混入していないこと」を求めているが、これは、容器包装に係る再商品化義務を特定事業者に課することとされている法律の趣旨を踏まえ、容器包装廃棄物以外の廃棄物の処理義務が特定事業者に課されることのないようにするため、市町村が行う分別の段階において容器包装以外の物が付着し、又は混入していないものを再商品化義務の対象として扱うこととしたものである。 ・御提案を実現するためには上記基準の改正を要するものと考えられるが、御提案に基づき上記基準を改正する場合、容器包装廃棄物部分の特定方法如何によっては特定事業者の負担が増加するおそれがある。 ・また、プラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討会(中環選及び産構審)による合同会合の取りまとめ(平成22年10月)において「容器包装以外のプラスチックの中には、金属が付着する比率の高いもの、危険物を含むものなどリサイクルに適さないものがあることに留意しつつ、容器包装以外のプラスチックを一括して収集した際に、どの程度の分別収集量の増加やその材質の変化が見込まれるのか、更に精査していく必要がある。」「これらのデータを踏まえた上で、(略)消費者や地方自治体、再商品化事業者、再商品化製品利用事業者等の関係者を交えて議論を進め、必要に応じてその成果を容リ制度の運用に反映していくとともに、容リ法の次期見直し作業にも反映していくことが望ましい。」と指摘されているとおり、容器包装以外のプラスチックのリサイクルの在り方に関しては、これらの審議会指摘事項に留意しながら、消費者や地方自治体、再商品化事業者、再商品化製品利用事業者等の関係者を交えて検討していくべき課題である。 したがって、こうした利害関係者との間で、本制度改正についての合意形成がなされていない中で、本提案に係る制度変更を行うべきではないと考える。 ・頂いたご意見も参考にしつつ、今後とも容器包装リサイクル制度の適正な運用につとめてまいります。							プラスチックごみの一括回収、リサイクルシステム	1 0 3 5 0 1 0	秋田エコプラシユ株式会社	秋田県	経済産業省 環境省
110120	容器包装リサイクル法における選別特化施設の位置づけ	○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 第2条第5項、同条第6項 ○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令 第9条第3号 ○容器包装廃棄物の分別収集に関する省令 第1条、第2条の裏の3の項下欄第2号	・現行容器包装リサイクル法に基づく制度下においては、容器包装廃棄物について、消費者が分別排出し、それを市町村が分別収集した後に中間処理を行うことにより環境省令で定める基準(圧縮されていること、容器包装以外の物が混入していないこと、洗浄されていること等)に適合する分別基準適合物とし、その分別基準適合物の再商品化義務を特定事業者(容器包装を利用・製造等する事業者)に課しており、特定事業者は指定法人に再商品化を委託し、当該委託に係る費用を負担することで再商品化義務を履行している。指定法人の委託を受けて容器包装廃棄物の再商品化を行う事業者は、競争入札を適して決定しており、入札によるリサイクル事業者間の競争を適して再商品化にかかるコストの削減を図る仕組みとなっている。 ・公益財団法人日本容器包装リサイクル協会(以下「協会」という。))は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。))第21条に基づき指定法人として、同法第22条に基づき特定事業者からの委託を受けて分別基準適合物の再商品化をする責任を負っている。協会は、当該義務を適正に果たすべく、材料リサイクル手法に係る再生処理施設の収率基準(分別基準適合物のうちプラスチック原材料に利用する物の量の比率に関する基準)等を定める「プラスチック製容器包装再生処理ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。))を策定することにより、各再商品化手法による分別基準適合物の再商品化の適正な実施を確保している。	現行法では大規模かつ高精度な選別のみを行う「選別特化施設」の位置づけがないうため、一定の認定要件を満たしているものについては容リ法の特長み内で選別特化施設が誕生し得るようになる。	提案理由: 第20次提案では対応不可回答であったものの、選別特化施設の合理性を否定するものではなく、選行法との整合性や運用の仕方等问题に対する回答であったため、本提案では現行法における運用と整合性を保ちつつ、特区において段階的な導入ができるための提案を中心とする。選別特化施設にはAリサイクル製品の選別品目とB材料リサイクル向けプラスチックとC材料リサイクル向けプラスチックに分類することができる。C市町村の選別・後廃棄物と再商品化事業者の選別工程を統合できる、というメリットがあり、状況に合わせてそれぞれを段階的に導入することを提案する。これらA~Cの詳細や代替措置については別紙にまとめた。 これらA~Cのうちどの部分まで対応可能なのかを含めて回答をいただきたい。	提案A: 該当なし 提案B: 該当なし 提案C: Ⅲ	(1)提案Aについて ・今回提案Aを実現するためには、協会がガイドラインで定める収率基準等に関し、新たな基準が必要となるが、当該基準は民間団体である協会が定めるガイドラインに規定されているものであって法令による規制ではないため、現行の構造改革特区制度の中で措置できる対象ではない。 ・地方、今回提案Aについては、分別基準適合物の再商品化の高度化を図るものとして、「容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針」(平成18年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第10号。以下「基本方針」という。))に定める「再商品化により得られた物の質の向上を図る」という方針等に合致する提案である。 ・このため、構造改革特別区域による対応の検討とは別に、御提案の実現に向けて、協会と連携して収率基準等に関する新たな基準のあり方等について有識者等の関係者を交えて検討を行い、平成24年度を目途に結論を得る。 (2)提案Bについて ・御提案は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令(平成7年政令第411号)第9条第3号に基づく指定法人に係る再委託禁止の規定に抵触しないため、御提案のジョイントグループ形式での入札は現行法規により対応可能である。 (3)提案Cについて ・前回(第20次提案)御提案いただいた際の回答と同様であるが、仮に、本提案を認め場合には、特区として認められた地域のみ、異なる方法で容器包装廃棄物を収集・分別することとなり、当該地域では、応れできる事業者が技術的に限定されてしまう可能性が高くなるおそれがある。このため、入札による競争原理が事実上働かなくなるおそれがある。長期にわたり続いた場合、長期的には再商品化に係るコストが止まることで特定事業者の費用負担も高止まりするおそれがある。 ・また、現行制度では、特定事業者に対して分別基準適合物の再商品化を義務付けている。このため、環境省令を改正し分別基準適合物の定義を変更すると、特定事業者の役割や負担の程度が変化することとなる。特に、御提案の改正を行った場合には、特定事業者が再商品化義務を負うべき分別基準適合物の量の算定方法の如何等によっては、特定事業者の負担が増加するおそれがある。このため、費用負担が増加するおそれがある特定事業者との間で、本制度改正についての合意形成がなされていない中で、本提案に係る制度変更を行うべきではないと考える。 ・また、こうした役割分担・費用負担の変更は、特定事業者以外にも、市町村や再商品化事業者等の主体に影響を与えることが考えられ、こうした利害関係者による合意形成がなされていないことから、特区の手法による規制緩和を行うことは適切ではないと考える。 ・頂いたご意見も参考にしつつ、今後とも容器包装リサイクル制度の適正な運用につとめてまいります。									1 0 3 8 0 1 0	株式会社エコデリック、明円工業株式会社	神奈川県、北海道	経済産業省 環境省